

ちゅうおう

▶ 第188号 2019年



長崎県県央振興局農林部(中央家畜保健衛生所)

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331(代)(休日、夜間も携帯電話に転送されます)
FAX 0957-25-1332

衛生課 : s34500@pref.nagasaki.lg.jp

E-mail 防疫課 : s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課 : s34520@pref.nagasaki.lg.jp

HP : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>



目 次

- P.2 . . . アフリカ豚コレラに最大限の警戒を!
- P.3 . . . 口蹄疫の発生状況について
- P.3-4 . . 夏季休暇期間中にあけるアフリカ豚コレラ、口蹄疫等の防疫対策の徹底について
- P.5 . . . 令和元年度家畜衛生対策推進会議を開催しました
抗菌剤・駆虫薬は使用基準を守り正しく使いましょう
- P.6 . . . 第27回東彼杵郡町村会肉牛共励会が開催されました
令和元年度長崎県家畜保健衛生業績発表会

アフリカ豚コレラに最大限の警戒を!!

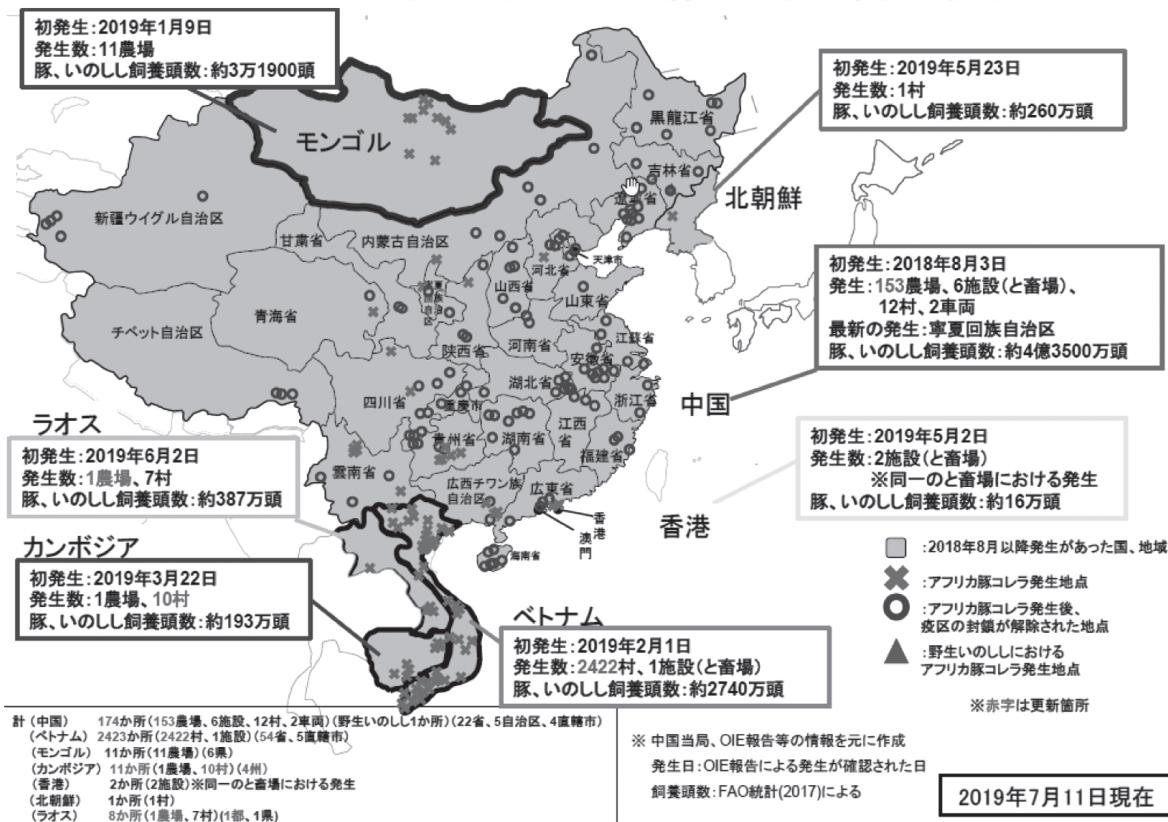
アフリカ豚コレラ

昨年8月に、中国の養豚場において、アジアで初めて発生が確認され、アジア地域での感染が拡大しているアフリカ豚コレラですが、現在までに6か国（中国、ベトナム、モンゴル、カンボジア、北朝鮮、ラオス）での発生が確認されています。

また、国内の空港では、中国からの旅行客が携行し、輸入が認められていない豚肉製品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が確認される事例が続いているが、1月下旬に中部空港で収去された豚肉製品から生きたウイルスが分離されました。これは、感染力を持つアフリカ豚コレラウイルスが我が国の水際まで到達していたということが証明されたことになります。

生産者および関係機関の皆様には、既に国内にウイルスが存在している想定で、危機感を持って、発生防止対策に万全を期していただきますようお願いします。

アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況



豚コレラ

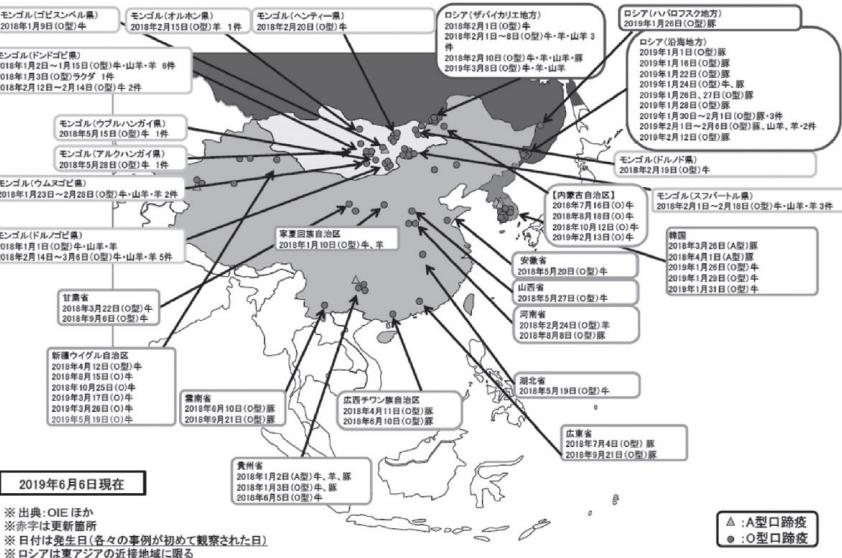
昨年9月から岐阜県及び愛知県で発生が継続している豚コレラですが、未だ終息しておらず、これまでに31例（65農場、3と畜場）の発生が確認されています。

現在、飼養衛生管理基準の遵守とイノシシへの対策の2本柱に加えて、岐阜県及び愛知県では、「早期出荷」による感染拡大の防止を呼び掛けており、一部農場で同意が得られている状況です。

口蹄疫の発生状況について

近隣諸国では、依然として口蹄疫が続発しています。今年に入ってからも韓国、中国、モンゴル、ロシアで発生が確認されており、日本における口蹄疫の発生リスクは非常に高い状況にあります。飼養者の皆様は、病原体を飼養施設内に侵入させないように、引き続き飼養衛生管理基準遵守の徹底と異状畜の早期発見・通報に万全を期していただきますようお願いします。

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2018年1月以降の発生）



夏季休暇期間中におけるアフリカ豚コレラ、 口蹄疫等の防疫対策の徹底について

これから夏季休暇の時期を迎えるにあたり、日本からの海外渡航者も増加することが見込まれることから、アフリカ豚コレラ等の家畜伝染性疾病の病原体が侵入するリスクが高くなると考えられます。下記事項に留意のうえ、改めて病原体の侵入防止対策の徹底をお願いします。

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛について

畜産関係者はアフリカ豚コレラ等の発生国への渡航を自粛し、やむを得ず渡航する場合は、以下の点に留意して下さい。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ①畜産関連施設に立ち入らないこと
- ②動物との不用意な接触を避けること
- ③肉製品等を日本に持ち帰らないこと
- ④帰国時は、空海港の動物検疫所カウンターで指導を受けること

(2) 帰国後の留意事項

- ①帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入りする場合は、洗髪、入浴、更衣等適正な処置を講じること
- ②海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まないこと

2 衛生管理区域への病原体持込みの防止について

看板の設置等により衛生管理区域に不要な人を立ち入らせず、不要な物を持ち込まないこと。農場従業員も含め、衛生管理区域に立ち入る場合や物を持ち込む場合は、手指靴等の消毒等必要な措置を実施すること。

○届出が必要な特定症状は以下のとおりです。

特定症状を発見した際は、直ちに家畜保健衛生所へ通報してください。

豚コレラ・アフリカ豚コレラ

次の1～4のいずれかの症状を呈していること

症 状	家畜の種類
1. 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	
2. 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭を飼育している場合にあっては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。 ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。 ①40.0℃以上の発熱、元気消失、食欲減退 ②便秘、下痢 ③結膜炎（目やに） ④歩行困難、後転麻痺、けいれん ⑤削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」） ⑥流死産等の異常産の発生 ⑦血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔（鼻・口・肛門など）からの出血、血便	豚・いのしし
3. 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	
4. 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭を飼育している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。 ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	

口蹄疫

次の1～3のいずれかの症状を呈していること

症 状	家畜の種類
1. 次のいずれにも該当する。 ①39.0℃以上の発熱 ②泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、泌乳の停止 ③口腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く）がある ※鹿にあっては、①及び③を呈している場合	
2. 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内、鼻部、蹄部、乳頭等に水疱、びらん、潰瘍等がある。	牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし
3. 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間ににおいて死亡すること。 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	

令和元年度家畜衛生対策推進会議を開催しました

去る6月24日、国、県、市町、JA、獣医師等、関係機関や団体から約50名の参集のもと、令和元年度の当所事業推進を図ることを目的に、家畜衛生対策推進会議を開催しました。

会議では、国内外における家畜伝染病の発生状況、特にアフリカ豚コレラの国内への侵入リスクが最大に高まっており、最大の危機意識を持って警戒に当ることをお伝えし、飼養衛生管理基準に関しては、農家によって恒常的には遵守されていない項目があるため、日常業務で農家に立ち入った際に未遵守内容を確認した場合は、飼養者への声かけ、場合によってはその場での改善へのご協力をお願いしました。また、肉用牛生産性向上対策としては、繁殖台帳記帳の推進について重点的に取り組みます。分娩間隔の短縮を図るために、農家、獣医師、家畜人工授精師間で繁殖情報を共有するツールとして台帳整備率の向上に努めてまいります。

当所事業の推進につきましては、関係の皆様との連携が不可欠です。特に家畜伝染病発生予防対策については、地域一体となって取り組まなければ、効果的な対策がとれません。改めましてご協力をよろしくお願いいたします。



抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に動物用医薬品が基準値を超えて残留した場合、回収又は廃棄の対象となります。

管内でも、食肉での抗菌剤の残留事例が確認されており、調査の結果、投薬の記録がなかったり、飼養者が獣医師の指示と異なる用法・用量で医薬品を使用していた事例もみられました。

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの使用基準を守って使用しなければいけません。使用基準を守らず、出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、回収や廃棄の対象となります。

動物用医薬品を使用する場合は下記に留意されますようお願いします。

- 抗菌剤・駆虫薬などは獣医師の指示に従って使用しましょう。
- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。
- 牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために飼養されている水産動物に対する未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）の使用は法律で禁止されています。
- ※ 獣医師の診療に基づく処方であれば特例として認められています（ただし、一部指定された物質を有効成分とするものは除きます）。

第27回東彼杵郡町村会肉牛共励会 が開催されました

去る7月5日、佐世保食肉センターにおいて、標記共励会が開催されました。

東彼杵郡の3町から40頭の出品があり、金賞には東彼杵町の塚本伸一さんの出品牛が選ばれました。また、褒章受賞牛の血統は5頭中4頭が県有種雄牛でした。全体の成績は上物率95%、BMSNo.8.7、枝肉重量538.3kg、ロース芯面積69.7cm²と非常にレベルの高い共励会でした。成績は以下のとおりです。

褒章	出品者	父	二代祖	三代祖	枝肉重量	ロース芯面積	BMSNo.
金賞	塚本伸一	百合幸	平茂晴	安福久	539.1kg	98cm ²	12
銀賞	長與友輝	百合茂	安糸福	勝忠平	582.2kg	70cm ²	12
銅賞1席	福田和正	百合幸	安福久	勝忠平	546.0kg	80cm ²	12
銅賞2席	横山朗	幸紀雄	安福久	平茂晴	505.3kg	95cm ²	12
特別賞	朝長義晴	平茂晴	安福久	勝忠平	521.6kg	82cm ²	12



金賞受賞枝肉



表彰式

長崎県家畜保健衛生業績発表会について

去る5月30日、長崎市にて関係機関などの参集のもと、令和となって初めての長崎県家畜保健衛生業績発表会が開催され、県下6家畜から16題の発表がありました。

審査の結果、7月に福岡県で開催される九州沖縄ブロック発表会への県代表として3題が選出され、当所からは鈴田係長発表の「肉用鶏のビタミンE欠乏症、低血糖症及び鶏封入体肝炎の併発事例」が選ばれました。

